

苦情は飯（めし）の種

宮崎県小林保健所衛生環境課環境対策係長 竹 井 正 行

自衛隊のイラク派遣、児童虐待、鳥インフルエンザの発生、米国での BSE 発生による牛肉の禁輸措置等、そして、鯉ヘルペスウイルスと、平成16年に入ってどうも日本中が落ち着かない。

昨年心配された SARS についても、何度となく発生を想定して訓練を実施してきたが、このような事態は全く我々が経験したことのないことであった。

常に職場に危機管理意識をもって対応しなければ県民の健康や安心を守りきることはできない状況にある。

さて、私は宮崎県小林保健所に勤務し、環境対策係に所属している。ここは、宮崎県の南西部に位置し、鹿児島県と熊本県に接し九州山地と霧島山系に囲まれ、高原や温泉に恵まれている。温暖な日向灘に面した宮崎市や日南市等と違い冬場はとても寒い（執筆中、外は小雪が舞ってきた。）。韓国岳の麓のえびの高原には、屋外のスケートリンクもある程である。文化面でも旧薩摩藩の影響が強く、言葉も諸県弁（もろかたべん）といって宮崎から通勤している私には理解できない言葉も多い。産業面では、県内有数の畜産をはじめ、施設園芸や高冷地野菜など畑作を中心に高原性の自然を活かした農業が盛んである。管内に大規模な工場等も少な

く大気汚染や深刻な水質汚濁はない。そういう地域であったはずであった。

しかしながら、平成8年、ロータリキルン方式で100t/日規模の民間の産業廃棄物焼却施設が設置されることになり、市は賛成・反対に2分され大きな騒動となった。この国内でも最大規模の焼却施設の設置問題では、住民投票、操業差し止めの仮処分申請、行政不服審査、あらゆる手段を使った反対運動（現在でも裁判が進行中）が起こった。その当時の担当者や当事者の方の苦悩は、同じ環境保全業務に携わる者として十分すぎるほど理解できる。結局、知事の英断で許可となったものの地元の住民とのトラブルは完全には解消していない。行政が週に一度は、その施設への立入検査を実施している状況が操業以来続いている。また、管内の別の自治体では、ほぼ同時期に民間の産業廃棄物の管理型埋立処分場の許可を巡って住民とのトラブルも発生した。産廃処理施設の許可については、今後も担当職員の苦悩が続いていくのだろうか。

ここで、本論「公害苦情」に移ろう。私は「苦情処理」を「飯の種」であると先輩から教わった。苦情があるからこそ、やりがいがある。そう思って苦情処理に当たれば、どうにかなるものである。すべてがうまくいくとは限らないが

（むしろうまく処理できることの方が少ないが）あまり深刻に考えないように。兎に角、まず現場の調査から始めよと教わった。

平成15年度に当保健所に寄せられた苦情（1月末で60件）の種類別では、悪臭が最も多く、次いで廃棄物関係の不法投棄や屋外焼却、水質汚濁の順になっている。畜産県と言われる宮崎県の中でも特に当地域は畜産が盛んな土地柄であるので、発生源別でも畜産廃棄物による悪臭や水質汚濁の苦情が半数以上を占めている。畜舎そのものは、民家から離れたところに設置されていたけれども畜舎の回りに住宅が建設され、苦情が発生することが多い。また、肥料と称して農地還元を行い、その後の不適切な措置により衛生害虫の発生や悪臭の発生による苦情も多い。施設の不備や管理が不十分であったため汚物の河川流出事故も散見される状況である。

ところで当保健所は平成8年に現在の場所に移転してきたのだが、何と近くに豚舎があった。風向きによっては、保健所が被害者となる。保健所の面子にかけて市に苦情を言うわけには行かない。それとなく養豚業者を指導するのであるが元もとそこは、悪臭防止法の指定区域外。排出水の管理は概ね適正だ。保健所の近くの人達は我慢しているのだろうか。そんな時、

近くの住宅の人から、やはり苦情がきた。「この辺で夜間に悪臭がするが、保健所は調査しているのか」というもの。早速苦情を受けての現地の養豚場への指導を開始したところであるが、苦情当事者としては、なかなか事に当たりにくいものである。

公害苦情は、地域住民に密着した問題であるのだけれども、苦情内容が必ずしも法令の枠に当てはまらないケースや複合型の問題が多いことから対応に苦慮することが少なくない。苦情主の激しい口調での抗議や原因者の開き直りにあい躊躇することも幾度となく経験してきた。特に原因者が零細企業や零細農家の場合、施設改善を求めることはその人達の生活の糧を奪うことになりはしないかと思うこともある。補助及び融資制度や環境保全アドバイザー制度の利用を勧めるが、資金力が無く後継者もいないとなるともういけない。物別れとなって解決に至らなくなる。

苦情を完全に処理することよりも、苦情を和らげることはできないか。今、原因者ができることは何か。施設改善以外に対処方法はないか。原因者の努力姿勢で結構苦情が収まることもある。公害苦情処理に当たるものとして苦情主や原因者と思いを共有することが問題解決への第一歩だと考える。